

第2回 小樽市自治基本条例検討委員会

開催日時

令和5年7月7日（金） 10:00～11:40

開催場所

小樽市役所 第3委員会室

出席

会 長 片桐 由喜 氏 （国立大学法人 北海道国立大学機構副学長・教授）
副 会 長 小笠原 眞結美氏 （小樽商工会議所 女性会会長）
川尻 輝記氏 （社会福祉法人懇話会 しあわせネットワーク・おたる
地域づくり委員会 委員長）
中 一夫氏 （小樽・朝里のまちづくりの会 副会長）
橋本 つぐみ氏 （市民公募）
堀口 雅行氏 （小樽市総連合町会 会長）
村岡 啓介氏 （株式会社エフエム小樽放送局 チーフアナウンサー）
村津 七恵氏 （ネットワーク・らん 監事）

※傍聴者 1名

— 会議内容 —

1. 開会	(省略)
2. 諮問	(省略 迫市長より片桐会長へ諮問書を手交)
3. 市長挨拶	皆さんおはようございます。市長の迫でございます。ただいま自治基本条例検討委員会を代表いたしまして、片桐会長に小樽市自治基本条例の見直しに関わる検討について諮問をさせていただきました。小樽市自治基本条例は、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めたもので、平成26年4月より施行をしております。条例ではまちづくりの基本原則として情報共有、参加及び協働のまちづくりを掲げておりますけれども、条例の理念が風化しないように、5年ごとに条例の見直しの必要性について検討することとなっております。令和5年度はその検討を行う年度となっており、先ほど検討にあたっての視点

<p>4. 議題</p> <p>(1) 事務局からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度市民アンケートの結果について ・前回の検討委員会での主な意見について <p>片桐会長</p> <p>事務局</p> <p>片桐会長</p> <p>(2) 見直しの必</p>	<p>として、条例が本来の機能を発揮し所期の目的を達成しているかどうかと、条例制定後の社会状況の変化に対し条例が本市のまちづくりに適しているかどうかの2点をお示しをさせていただいたところであります。委員の皆様におかれましては、様々な角度からご議論をいただくとともに、条例の目的である豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、特段のご協力をお願い申し上げまして、諮問にあたってのご挨拶とさせていただきます。委員の皆さんどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(省略 事務局より説明)</p> <p>(省略 事務局より説明)</p> <p>それでは、このアンケート結果及び前回の質問に対する回答という形で二つ続けて説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。ちなみに、このアンケートで、インターネットフォームで回答した人と郵送で回答した人のどちらが多かったのですか。</p> <p>郵送の方が多かったのですが、詳細は、報告書の中で2ページ目の上の方に記載しておりまして、回答数717件のうち、郵送で564件、オンライン回答で153件ということになっております。オンライン回答が少ないのですが、これでもだいぶ増えてきたという実感です。オンラインの方が手軽というような認識、スマホでQRコードを読み取って回答できるので、だいぶ増えてきています。</p> <p>それは回答者が60歳以上が半数を超えてるので、郵送にならざるを得ないかと思うんですけど、Googleフォーム等を使った回答の方が簡便ですし、今後普及していくのかもしれないですね。</p> <p>—「前文」「第1章 総則」「第2章 まちづくりの基本原則」—</p>
--	--

<p>要性の検討</p>	<p>(省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>それでは、本日諮問を受けました、この条例が本来の機能を発揮し、初期の目的を達成しているかどうかについて皆さんと確認をしていきたいと思えます。まず、この前文につきまして、アンケートでは知らなかったというのが 50%近いというのをどう評価するかということだと思うんですけども。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から補足させていただきます。本日お配りした「自治基本条例の考え方」という冊子を見ていただきたいのですが、これは逐条解説のような形になってございまして、それぞれの条文ごとに考え方や解説が書かれておりますので、こちらの方も、御参照いただきながら、また、アンケート結果も踏まえてご議論いただければと思えます。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>全体では自治基本条例を知らなかったが 46.7%ですけれど、先ほど事務局から説明がありましたとおり、若い方、18 歳から 29 歳の方は 68.3%の方が知らなかったということで、これは、市政に対する関心の度合いというのがあるのかもしれないですけど、特に若い方に対して知らせるような工夫というのが必要ではないかなと感じました。</p>
<p>村津委員</p>	<p>全体の回答の回収率が 35.9%、その中からも 50%近くの方が、知らなかったということですよ。やはり、認知されていないなという印象を受けました。回収率も低い中で、考える必要があると感じました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>アンケートを返すというだけでも意識が高い方なので、そこでこの結果ですから、ましてやアンケートを回答しない人に至っては、何をかいわんやだと思うんですよ。そういう点で、市民全体にまちづくりに関心を持ってもらうというのも、条例の本来の目的だと思うんですけども、それに関してはまだまだ未達といいますか、達成に大いに課題あるというのが現状ではないかと思えます。皆さんはいかがでしょうか。現状認識がそれなので、条例の見直しの検討にあたっては、この市民への周知というのが大きな柱になるというか、それを条文の中に盛り込むことはできませんけども、施行にあたってはそういった工夫が必要なんじゃないかなということかと思えます。皆さん方のご指摘を踏まえまして。あとは前文と第 1 章と第 2 章ですが、これについては特にはないと思えますが、ご発言がお二人からありましたとおり、市民への周知の徹底を図るために、その発信方法ですね。</p>

<p>堀口委員</p>	<p>今の若い人は新聞をとってない人が多くて、広報おたるも新聞折り込みで配布されるため、先ほどのアンケートでも、アンケートをとるなら全然情報がないので条文を添付してほしいなんていうコメントもありましたしね。知らない条例にアンケートを出しても書けないと。Instagramとかスマホを使った広報とか、若者への細やかな対応がこれから課題になるかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>若い方へ市政情報を伝えるのはなかなか難しくてですね、市としても公式 SNS をやってるんですけども、SNS は条例にはなじむのだろうかという悩みもあります。そこで、橋本委員にお聞きしたいのですが、市政情報はどんなところから取得しているのでしょうか。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>私は、積極的に市政情報を取りに行こうとして、去年から新聞を取るようにしたのと、市公式の Instagram、Twitter、LINE を登録しております。ただ、LINE の登録数が 3000 人ぐらいで少ないということと、自分の生活にどれぐらい関わってくるかわからない LINE をわざわざ友達登録する人は少ないと思います。それから、Instagram はかなりフォロワー数が多いと思うんですけど、あれは写真が綺麗だから多くて、Instagram で市の情報を得ようという人は少ないと思うんですよね。見て「いいね」で終わっているのが Instagram。最も、市の情報を発信していると感じるのは Twitter なんですよね。市のホームページで更新された新しいページが、市の Twitter にすぐ流れてくるので、実は Twitter が一番情報が取りやすいんですけど、ただ、タイトルと URL が貼ってるだけなので、それを若者が見に行くかと言われると、正直、そうでもないというのが、今の SNS の状態だとは思いますが。市政情報は積極的に取りに行こうとしないと、自動的に入ってくるものではない。自分の生活にどれぐらい市の条例であったりだとか、活動であったりとか、報告であったりとか、生活に密着している感覚がおそらく一切ない。ひとり暮らしだと、ごみステーションを使いたいから町内会費を払ってるという人がほとんどだったり。市との関わりがほぼないというのが、根本にあるのかなと思います。きっかけがないと情報を取りにいこうとは思いつらいので。</p>
<p>村岡委員</p>	<p>きっかけという点で言うと、私も市公式の LINE に登録して友達になってるんですけど、ごみの分別のときに、これは何ごみなんだろうかっていうのを LINE に尋ねると、すぐ答えてくれるんですよね。それはすごく便利で、生活に密着してるところは積極的に自分で情報を取りにいけるというか、役に立ってるなという実感はあるんですよね。</p>

	<p>しかし、条例がどこまで自分たちの生活に密着してるのかということところが今はわからないから、なかなか出てこないのかなど。今のところは LINE であったり、Instagram、Facebook。Facebook は、もうほとんどおじさんとかお婆さんとかってというような話もあったりしますが、若い方で 10 代なんかは TikTok で、最初のイントロの 5 秒とか、下手したら 3 秒くらいでキャッチしないと、もうどんどん流されてしまう。そういう短いスパンの中で、条例が上手くはまるものがあるのかどうか、情報の出し方の工夫が必要かなという感じがしました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>自分にとって必要がないと、人は情報を取りにいきませんからね。メリットがないと人はそこにいかないんで、そういうものだと割り切らないと。あまりここにエネルギーを割いても意味がないといいますかね。ただ、小樽市に住んでいる人が何か自分で不都合があって、何か権利侵害されてるなんて思って小樽市を訴えるときに、何が使えるかということ、市が条例を守ってないじゃないかという、そういうツールとして活用されることがあっても、日々これを読んでまちづくりについて、常に情報発信するというのは通常あり得ないので、情報発信にそれほどエネルギーは使わなくて、他の市町村と比べて見劣りしない条例を作って、困り事があった住民がこれを支えに何かアクションを起こすことができるようなものとして位置付けておいたほうが、いいのではないかなど。</p>
<p>川尻委員</p>	<p>自治基本条例を知ってるかどうかではなくて、まちづくりに参加しやすいとか、あるいはその中で、市民として小樽に住んでよかったなとかそういう実感を得られるような機会があるかどうかとか、そういう活動のもとに、後でこういったことは自治基本条例みたいなものに基づいて行われてるんだということが、後でもわかればいいのかと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>行動を起こして小樽市から経済的な支援を受けたいとか、後援を受けたいって言ったときに、何を根拠にしたらいいんだと思ったときに、こんな条例を小樽市が持っているんだから、自分たちがこういう活動をするときに何か支援してもらえませんかという有力なツールになるとか。そういうものだと思うんですよね。そこであんまり力を入れることはないのかなと思いますけど。</p> <p>—「第 3 章 情報の共有」— (省略 事務局より説明)</p>

片桐会長	第3章について、初期の目的を達成してるかどうかについてですが。
事務局	事務局から補足させていただきますと、第6条と第7条は情報公開と個人情報の保護ですが、請求があった場合に適切に情報公開するといった内容で、第6条、第7条は制度的なものです。第5条のところは情報の提供ということになりまして、ここの部分が適切に行われているか、改善の余地があるか、この条文が第3章の肝になる部分と思われるので、そのあたりを中心に議論をお願いできればと思っています。
片桐会長	皆さんの日常生活の中で、知りたいと思ったときに、その情報が簡単なアクセスですぐに得ることができるのかということですよ。まちづくりに関する必要な情報ですよ。おそらくそれ以外の情報が必要になったときは市のホームページを見るなり、問い合わせをして確実に入手できると思います。そうではなくて、まちづくりに特化して必要な情報をスムーズに得られる状況になってるかということですよ。具体的にこのアンケートで、市民、議会、市間の情報共有が十分に行われているか。市から市民への情報提供が十分に行われているか。この市から市民への情報提供というのは、まちづくりに関する情報提供という趣旨ですか。
事務局	限定はしていませんけれど、条例の趣旨からすると、そう考えてよいと思います。
川尻委員	まちづくりに関する必要な情報というのは、例えばどんな情報でしょうか。
事務局	市政全般において必要な情報をお届けするということになると思いますが、この条例の趣旨から言いますと、もう少し市民活動が活発化するだとか、コミュニティ活動だとか、そういったことへの支援などが中心的なものになろうかと思っています。
川尻委員	市政情報全般を広報していますよという意味なんですね。その中にまちづくりに関する情報も含まれますよということで、まちづくりに関する情報が全体の情報の中でそんなに割合は多くないかなという印象を持っています。まちづくりに関する情報というのは何なのかははっきり言えればよいなと思います。

<p>片桐会長</p>	<p>ほとんど理念条例みたいな条例なので、例えば、自分でこども食堂を作りたいって思ったときに、これは、まちづくりの一環じゃないですか。それに対する情報が市から発信されてるのかと考えたときに、ここにある広報とかラジオ、テレビ、SNS っていうところから、こども食堂をするのにどんなことが必要で、小樽市からどんな情報が得られるか、アクセスが得られるかということだと思うんですけど、それは条例の役割じゃなくて、それは生活環境部とか、こども未来部に行ってほしいと言うのだったら、これは管轄としないところです。どうですかね、市としては。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当課が分かれておりまして、確かにどこの担当に尋ねたら適切な答えをもらえるのかという点が弱いかもしれません。日々仕事してる中でも、関係する部門といつも相談しながら業務を進めておりますが、そういう相談があったときは、ホームページ上では難しいとは思いますが。前回のご提言にもありましたけれども、まちづくりの専門部署ではないですけど、まずは受け付けして、その後に担当部署につなぐだとか、この辺りは、もう少し強化していく対応を検討してもいいのかなと感じたところです。</p>
<p>川尻委員</p>	<p>今、会長がおっしゃったことと言えば、市のホームページを開いた時に、いろいろなジャンルがあります。生活とか福祉とか子育てとか。その中に例えばまちづくりっていうものがあるって、まちづくりに関して調べたかったら、クリックすれば、まちづくりに関する情報が出てくるだとか、多分、今、事務局でおっしゃったのは、まちづくりに関するいろんな施策も各部署に分かれていて、なかなかそういうまとめはおそらくしづらい。</p>
<p>事務局</p>	<p>まとめサイトのようなものがホームページ上で実現できればいいのですが、そこまでは至っておりませんので、相談を適切な担当課へつなげるような仕組みづくりの方が現実的かなと思っています。まちづくりに関する事項は、生活環境部なり、企画政策室が話を聞くことになると思います。</p>
<p>村津委員</p>	<p>前回の資料の中に、個人情報の事になるんですが、例えば、まちづくりっていうお話をされていましたが、災害という問題があったときには、とても大事なことがでてきまして、民生委員をやったので、個人情報を民生委員には全く知らされないケースが多いので、</p>

	<p>いざとなった時に、今回、大きな停電があった時に、そういう問題が実はあって、かなりやっぱり民生委員が活動している時には、いろいろな情報をもうちよっと提供してほしい。災害時に支援が必要な世帯の把握というの、はっきりまだできあがっていない。それも含めてやりづらい点だとかを聞きますので、その問題点もしっかりと。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>おそらく、この条例は、憲法とは言わないけど、市はこういう情報発信に努める、情報提供に努めなさいってことをして、それに基づくところで各部署がちゃんとしてくれればいいのであって、しかもこれ一応情報発信のツールは持ってますし。そして、議会と市民の情報共有というのは広報の中で、議会だよりみたいなものでやっていますよね。</p>
<p>堀口委員</p>	<p>必要な情報が生じた際は、ということになってますよね。また、毎年、例えば、ふるさと創生事業なんかも、今年度は何月何日から募集して、今年度の分を審査して、採択しますよという部分は、その都度出していますからね。やはり必要な情報が生じたときは、各担当部各部署がその都度出していくって部分は、きちっと実行するというので、自己評価の最後に書いてあるように、さらなる情報共有に取り組んでいくということで、いいのかなと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>あまりアンケートの結果に一喜一憂する必要がないといえますか、十分行われていると思うかと聞くと、思わないと書く方が多いと思うので。</p> <p>—「第4章 参加及び協働」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>これに関して、当初の初期の目的を達成しているかですか条例が機能を発揮しているかという点についていかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から補足させていただきますと、住民投票のところにつきましては、策定のときの議論で、自治基本条例の中に、具体的に書き込むパターンと、その都度住民投票条例をつくるパターンと二つございしますが、小樽市の場合は、その都度つくるということになっております。そのときに、例えば、市民については、自治基本条例上は、通勤・通学されてる方、例えば、札幌にお住まいで小樽に通勤されているような方も自治基本条例はまちづくりの大事な関係者ということで市民と</p>

	<p>規定しておりますので、そういった方に、住民投票の投票権を与えるべきなのかどうかなど、その辺もその都度規定して、決めていこうと。当時は、まだ 20 歳でしたが、今は 18 歳から選挙権がありますけれども、例えば、事案によってはもう少し年齢下げて投票権を与えるだとか、そういうやり方もあります、という考えで作られたのが第 11 条の規定になります。住民投票の事例はまだありませんので、残りの第 8 条、第 9 条、第 10 条、このあたりを中心に御議論いただければと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>いかがでしょうか。</p>
<p>中委員</p>	<p>先ほどからお話を伺っていて、当初の自治基本条例を広めるってのはかなり難しいだろうなどは作りながら思ってたんですけども、会長がおっしゃるように本当に意識の高い人でないとなかなか、そこまでたどり着かないっていうのが現状だと思います。でも、このまちを変えていく原動力ってのは、多分、人口の 1% ぐらいの人の意識が高まって変わっていくところから始まると思うので、最初から過半数の人の意識を変えようっていうのは、それは難しい問題だと思います。今の実感としては、市の積極的に仕事をやってくださる方を大変頼りにしながら、本当に支えられて、地域活動、それからこのまちの未来に繋がっていく活動を、進めている真っ最中で、この条例が非常に浸透してるとは言いにくいかもしれませんが、ベースになっていい方向に動いてきていることは間違いなくと思います。それから、町内会長もやらせていただいているんですけども、例えば、コミュニティ助成金 200 万円獲得したり、町内会館建設助成金も今 500 万円お願いしているんですけども、これも、やはり市の御協力があって、町内会単独ではどんなに頑張っても達成できないようなことが、実際には市の施策の中から活用できて、なおかつ、強力にサポートしてくれる生活環境部の方や、企画政策室の方がいて、非常に助けられてるなどは思います。もっと言うと、やはり町内会の本体や下部組織がもうちょっと本人たちの自覚が高まって、やる気がまんまんになっていくことが、大事じゃないかと思いますけれども。でも、堀口会長はじめ、積極的に前向きな施策を取っていただいでですね、必ずしも後退しているとは僕は思わないんですけど、いい芽は徐々に出てきている雰囲気は今小樽の中で進んでるんじゃないのかなっていう印象を持っています。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>まちづくりのためであり、自分の町内会のためであれ、まちづくりに</p>

	<p>参画したいという人を支援する根拠として、条例が十分機能していることが大事であって、それは今、中さんがおっしゃったように、1%であれ 0.1%であれ、そういう人を支援する基盤として機能することが大事なので、そのためには条例の意義ってのは間違いなくあると思います。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第9条のところの、協働によるまちづくりの推進の主な取組のところなんですけど、クリーンアップだったり、街をきれいにとか、お花を植えようとか、生活環境のところはすごくピックアップされてるかなと思うんですけど、これはピックアップがこれらだけで、他にもまちづくりって綺麗にするだけじゃないと思うんですけど、協働事業としてはこういうのがメインでということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まちづくりというのが、市の職員の認識としても抽象的であるため、取組の項目を条文ごとに出してもらったときに挙げにくかったようで、「まちづくり」という言葉に対しては、どうしても生活環境部ばかりになってしまっているというところがあると思います。その部分でいくと、市の職員も自治基本条例が規定するまちづくりはもっと広いんだという認識が欠けている部分があるのかもしれないです。ですので、これは一つの例というような形として出させていただきます。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>市民アンケートの結果を見ても、市民もまちづくりを協働でやってるっていうときに、おそらくふわっとしてるっていうのは間違いなくあるのかなと思っています。最初にお話した内容もそうなんですけど、まちづくりとはどういうものであって、どういうふうに住居に根付いていて、それがこの条例に、という逆の発想で発信していくと、もう少しまちづくりは自分たちでできるものなんだという感覚になるのかなと思いますので、まちづくりをピンとくるようにしていくことも必要なのではないかなと思いました。清掃したり、みんなが気分よい街だけではないものもまちづくりなのだと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2条の4項に「まちづくり」の規定がありまして、まちづくりとは、「豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動」となっております。この規定は条文を作ったときに、まちづくりの考え方を広く定義し、市としていろいろなものを支援していくという考えだったのだと思います。ただし、結果として職員の方も市民の方も、もう少し焦点を絞らないと、具体的なイメージがもちにくいかもしれません。</p>

<p>片桐会長</p>	<p>このまちづくりをする主体は市民ですよ。そのまちづくりを市の仕事として課しているわけではないですよ。職員の業務だったら、この条例を作る必要はないわけであって、まちづくりの主体は市民で、市民がするまちづくりを条例をつくることによって、後押しするっていう建付けになってるんですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば、第 10 条のところに、コミュニティという項目がありまして、市民、議会、市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします、と規定しております。市民が主役ではありますが、条文上は、三者でまちづくりをしていきたいと思いますというつくりになっています。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>先ほど中さんもおっしゃいましたけれど、やっぱり市民だけでまちづくりを進めるというのは中々難しいと思うんですよ。市の後押しというか、ここでは協働という言葉使ってますけれども、それがあって初めて大きく花開くものだと思うんですよ。ですので、そういう市民の小さな芽を育てていくとか、そこが小樽市の市の仕事なのかなと思います。もう一つ、アンケートにあまりこだわる必要はないと片桐会長がおっしゃったんですけど、私もその通りだと思います。アンケートのどちらとも言えないということに対する評価というのは、例えば、わからないという方がほとんどなのかなと思うんですよ。わからないという項目がないので、とりあえず何かよくわからなかったら、どちらとも言えないに○を付けている方が多いのかなと思うので、そのことに一喜一憂する必要はないのかなと思いました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>この第 9 条のアンケートだと、市民参加及び協働によるまちづくりについて、抽象的ではなく、あなたはしたことがありますかとか、あなたはどうですかって聞いた方がいいかもしれません。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>アンケートを作る際に、4 択って最近多いと思うんですよ。中間の選択肢を置かないで、白か黒かどっちかに必ず選択するようなアンケートにした方が、はっきりと意思を集計することができますよね。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>そしてやっぱり総体としてどうかって聞くよりも、あなたはどうしましたかとか、あなたはどう思いますかっていう、個人の体験とか主観に基づくように聞かないとわからない。後半の方になりますけど、第 12 条のところ積極的に参加したいと思いますかといったら自分の意向を聞かれるので、そのときは思うとか思わないとか。その方がよ</p>

	<p>りの確な市民の意向とか動向っていうのは把握できるんじゃないかなと思います。飛行機に乗った後アンケート来ますよね、どうでしたかって。お席は何番でしたかって、キャビンアテンダントの態度はどうだったとか、保安検査とか、あなたの経験を聞いてるんであって、千歳空港の保安警備体制全般についてどう思うかって、そういう質問ではないですよ。やはりそれをもとに、非常にスポット的な答えにはなるんですけども、総花的な回答ではなくなるという気がします。アンケートを作る専門の方がいるとは思うんですけど。</p>
<p>村岡委員</p>	<p>第10条のコミュニティのところなんですけど、FMおたるは、今、旧小樽短大の建物の中に入っていて、お越しになったことがある方はおわかりかもしれませんが、ものすごい細い狭い道を通っていくんですよ。車がすれ違うのがやっとみたいところで。冬が明けて、春になると除雪した後のアスファルトがボコボコ穴が開いて、いつか事故が起きるんじゃないかというぐらい道路が悪くなっちゃうんですよ。そこを見かねた市の職員の方から、ちょっと直しましょうよという話をいただくんですが、あそこは私道で、市では直せないということなんです。それで、近隣住民の方もこれは危険なので、周りの住民の方であったり、専門学校スタッフの方々に、うちもそうですけれども、みんなでお金出し合ってその道路を直したんですよ。でも、ここを見ると、小樽市私道整備助成金というのがあって、こういうものがあるんだと。何かこのまちづくりっていうと、何かすごく意識が高い形と思うけれども、実はその住民の困り事も、こう直して生活が暮らしが豊かになっていくってこともまちづくりの一つなんだよという、より身近に感じられる。こういうのがあるということを知るきっかけの中に、自治基本条例もあるんだよというのは、一つポイントなんじゃないかと思いました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>おそらくおっしゃったことは、こういうことをちゃんと知らせてくれたら、それを使えたかもしれないということだと思いますが、それは条例の本文だけ読んでもなかなかわからないですよ。その問題なんです。条例は条例で、条例に基づいて市がどういう施策を取っているか、その施策が自分たちにとってメリットのあることなんですけど、どうやったら良いアクセスができるかという問題で、条例による理念的な部分と、それに基づいた具体的な施策、そこに市民がどれだけアクセスできるか、ということで、具体的な施策っていうものが、市民のまちづくりとか、生活の環境にうまく合致してるかどうかというのはどうなんだっていうときに、大本の条例はどうなっているんだ</p>

<p>小笠原副会長</p>	<p>っていったら、条例はそれを市に課しているというつくりになってるので、条例だけでは補助金はわからない。</p> <p>ホームページの中に助成金一覧みたいなものはないですよ。細かく探していくとあるかも知れませんが、助成金だけのコンテンツはないと思うんですよ。ですので、そういうものがあればそこから探すことはすごく簡単にできるかと思うんですよ。</p>
<p>堀口委員</p>	<p>質問の助成金につきましては、団体に助成しますので、これは毎年各町内会長宛には送付しています。町会も私道を補修する場合は、その部分の何%補助しますから、申請してくださいってことは、各町内会長宛には出しています。ですから、そういう動きあった時、町内会に知らせないで、近隣の住民でやってしまうとわからないですけども、その情報を町内会に伝えると申請することが可能です。</p>
<p>村津委員</p>	<p>結局は、町内会に入らなければそういう情報は入ってこない。情報の発信の仕方について問題として考えると、ちょっと違う内容になりますが、前回も見て思ったんですが、この情報を流すのに、小樽商科大学の村津ゼミの方が中学生から大学生に対するリーフレットを作成したというのがあるんですが、これはどれでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>リーフレットは、前回お配りしたものです。</p>
<p>村津委員</p>	<p>あれは、絵も書いてあってすごくわかりやすく、そこで思ったのは、中学生も対象になるのかなということ。結局、何が大事かということ、ぱっと見た瞬間に、中学生が読むとか読まないとかということよりも、こういうことは中学生も、自分たちはこういうふうに関係してるんだなということを知るのだと思います。関わってる人だけが納得してしまうのではなくて、コミュニティにいろいろな方が住んでらっしゃって、障がいを持った方も住んでらっしゃるし、コミュニティの中で、そういう方がぱっとこうわかるようなものとか、例えば、そういうようなことを知らせることで、自分たちも実は対象になってるんだなと、自分たちからまちづくりのために協力する、もし機会があったらやってもいいって思うきっかけにもなってきました、やはりそういう情報って必要なんじゃないかなと感じています。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>いろいろおっしゃっていただいて、まずその条例があることで、主な取り組みというのが、列挙されてるんですけども、それがこの条例を</p>

	<p>評価する指標になると思うんですよね。そこに条例は本来の機能を発揮しているかということで、この条例を受けて、この取り組みをしていますと。これで足りているのか、あるいはもうちょっと条例が一步踏み込んだ形で規定するべきなのか、現状では十分これに基づいた施策がとられているかどうかでことなんですけれど。今のお話を聞くと、もう一步踏み込んだ、アウトリーチ的な情報発信があったらいいということで、では、そのために条例を改正する必要があるのかどうかということになると思うんですよね。ここは条例を議論する場であって、この取組を議論する場じゃないので。そうすると、ただこの一般規定なので、これ以上の規定はしようがないっていいですか、具体的なことはやっぱり各部署がやらざるを得ないので。例えば、取り組みの評価をする場ではないので、こういうものがあつたほうがいいのかというものはあるにしても、条例はこういった取り組みをするのに十分役割を果たしてきたかどうかで視点で見ると、果たしてきたとしか言いようがないというか、果たしてないとは言えないというか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今のお話は、個別の制度については、条例の趣旨に沿って、もう少し情報発信の仕方だとか、もう少し伝わるような方法を考えるだとか、その辺りの工夫が必要だというような議論、ご意見だったのかなというふうに受けとめております。条例の条文自体を改正したほうがいいのかというよりは、条例の趣旨に基づいてやってるのは分かるけれど、もう少し工夫できるんじゃないかとか、そういう受けとめでよろしいでしょうか。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>あとは、これ以外に市長とか、市役所の職員等々に対する努力義務規定でもいいんですけど、それをどこかに設けるとかですよね。市民に対する情報発信に努めるものとするとか、関係部署と連携をとって、丁寧な情報発信に努めなければならないとか、そういう規定を今回せっかく改正するんだったら、何か代わり映えすることをしないと。そういった努力義務規定がどうかですね。それは条例の位置付けとしてどうなのかという問題はわかりませんが。目的、定義、そしていきなり具体的な規則に入ってくるので、そこで設けるかどうかですよね。それは今後の検討課題ということで。</p> <p>—「第5章 市民」— (省略 事務局より説明)</p> <p>～意見無し～</p>

	<p>—「第7章 市長及び職員」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>ここにありましたね。市長の責務とか、職員の責務のあたりが。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど議論をした情報共有だとかそういった規定が前半の基本的理念の方にありまして、今度は、個別にそれぞれが責務として規定されている形です。先ほどの片桐会長の意見については、これらの合わせ技で読み取れるかなというふうに事務局としては考えております。ただし、それを明確化するべきという議論はあるかと思えます。なお、第19条ですが、職員の責務という規定がございまして、第3項の「職員は自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます」という規定の持つ意味は重いですよと職員にはお話しさせていただいております。そうしたこともあり、少しずつですが、職員がいろいろとまちづくりに参加してきているのかなと思えます。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>10年前ですよ、条例が制定されたのは。その時にも関わっていて、振り返ってみると、この自治基本条例ができたからかどうかはちょっとわかりませんが、最初に、横山先生がじわじわ効いていくものだというふうにおっしゃったんですよ。それを今この条文を見て、小樽市のいろいろなイベント等への関わり方を見ていると、本当に変わったと思います。全然持ち上げるつもりはないんですが、まちづくりに参加している職員の数をもしカウントしていたら、かなりの数が増えているのかなという印象です。多分2倍近くまで増えてるような感覚があるんですよ。ですので、本当に自治基本条例のこういったものが、本当にじわじわと効いているのかなと肌で感じるところです。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>ちなみにそれは業務なんですか、ボランティアなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ボランティアの部分が多いんですけども、関係する部門がそこにいるいろいろと関わりを持っているケースがありまして、半分仕事、半分ボランティアのような状態のものも結構あります。自治基本条例の成果といえるかどうかはわかりませんが、職員のまちづくりに関わり方の一つではないかと思っています。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>細かく言うと、例えば休日に実行委員会があつて、市役所の方もたく</p>

	<p>さん来ていただいています。これは仕事でちゃんといただいているのかなと心配になることあるんですけど、多分ボランティアですよ。</p>
事務局	<p>そのほか、例えば、団体の補助金申請をするときに、業務時間中に申請内容のチェック作業を手伝ったりしますが、これは業務時間中にやっていますので、業務としてという位置づけになると思います。</p>
片桐会長	<p>小樽市はボランティア休暇とかは無いですか。</p>
事務局	<p>あるはずですが、あまり使われてないと思います。</p>
片桐会長	<p>有休とは別に、まちづくりでこういうことに参画するときは、ボランティア有休を使うとかですね。</p>
事務局	<p>たくさんの方からご意見メールなどを日々いただいておりますし、個別制度に関してはいろいろと改善点があるかなと思っております。ただし、全体としては、職員のまちづくりへの参加は進んでいるのかなという印象はあります。ボランティア休暇について、作ったときは、そういう制度がないと職員が参加しないという雰囲気があったので、制度を作ったんでしょうけど、今は、ある程度、参加が進んでいますので、使われていないことが必ずしも悪いことではないと思っています。</p>
中委員	<p>まず、市長の役割及び責務ですね。これは、現在の市長が市長に就任してからの5年間というのは、すさまじく良い方向に進んでいるというふうに実感しています。市長が自ら、自分の体で出かけてきてくれて、自ら対応することが非常に多くて、かえって周りの方から、そこまでしてもらわなくてもいいですってというようなことが度々ありました。市長がそれだけ頑張ると、周りの職員もハードワークになって、逆に、そちらがかわいそうなんですよ。夜遅くまで仕事してる方がたくさんいて、その方たちは本当に優秀な方々ばかりです。市長の責務に関しては、すばらしいというふうに考えますし、この前、道内の市長の給与が出ましたけれども、余りにも小樽市長が低くて、その分だけカットしてるっていうのを考えると、あそこまでやってくださってるんだなっていうことは思います。一方で、まちづくりのための将来像を考えている経済人の意見を聞いてみますと、小樽がこんなに人口が減ってもうつぶれそうになっているのに、何を考えているんだという意見も強い。人口がこれからどんどん減って、経済状況も悪く</p>

	<p>なっている中で、どうやってこのまちを再度元気にしていくかということを考えていくと、もっと抜本的なことに前向きにチャレンジする市の職員がどんどん出てこなければ、どうにもならないだろうという、結構強い意見を言われる方が何人もいます。でも、そういう方は、将来のことも考えて、自分も一生懸命やってる人だから、なるほどなと思いますし、この自治基本条例には、ぴったりこないかもしれませんが、上を見てこのまちの可能性を考えていこうとすると、条文に書かれてること以上の努力も必要になっているのかもしれないというふうには感じています。ただ、先ほど小笠原さんが言われたような意見に全く同感でやらせてもらっているところです。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>それだけ市役所の職員の方々の参加が増えたってことですよ。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>参加というか意識が変わってきているのかなと思うんですよ。市民と一緒にまちづくりをしようという意識が高まってきているという気がします。中さんおっしゃったように、やはり、市民も単独ではできないけれど、市も単独ではできないことがたくさんあると思うんです。ですので、市がやる時にはお金がかかるわけですけども、市民が動けば市は市民にお金を出してるわけではないので、それを支援するだけですごく大きな力になっていくということが段々わかってきているというか、何とか市民に頑張ってもらいたいという市の意向みたいなものがすごく強く感じるようになってます。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>市民や市長及び職員の条文につきまして、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>特に無いようですが、そうすると、前文から始まりまして、1、2、3、4、5、7章とききましたけれども、ほぼ概ね条例の各条文は、本来の機能を発揮して、初期の目的を達成してない部分はあるんだけど、目的、機能を発揮して、一定の施策の実現に繋がっているというふうに評価されていると考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。ということで、本日はそこで一応本来の機能を発揮して初期の目的を概ね達成している、ただ、今後の課題もたくさん散見される場所であるというところでしょうか。</p>
<p>5. その他</p>	
<p>事務局</p>	<p>次回の日程について確認させていただきます。次第に書いてございますけれども、今回は8月31日木曜日10時からを予定しております。</p>

	<p>場所は、市長応接室となります。それから第4回目の日程につきまして、別紙1枚をお配りしておりますけれども、9月の下旬を予定しております。この日程につきまして皆様の御都合が悪い日とかございましたらお知らせいただければと思うんですけど。</p> <p>～日程調整～</p> <p>28日午前か29日の午前で考えたいと思いますが、他の方にも聞いて決めたいと思います。</p>
<p>川尻委員</p>	<p>決まるのはこの8月31日の第3回の時でしょうか。なるべく早く知りたいのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>決まりましたらメールでお知らせします。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。無いようですので、これをもちまして本日の会議を終了します。長時間に渡りどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>